

羽曳野市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和5年度	人 108,213	千円 44,438,043	千円 105,916	千円 6,501,630	% 14.6	% 14.7

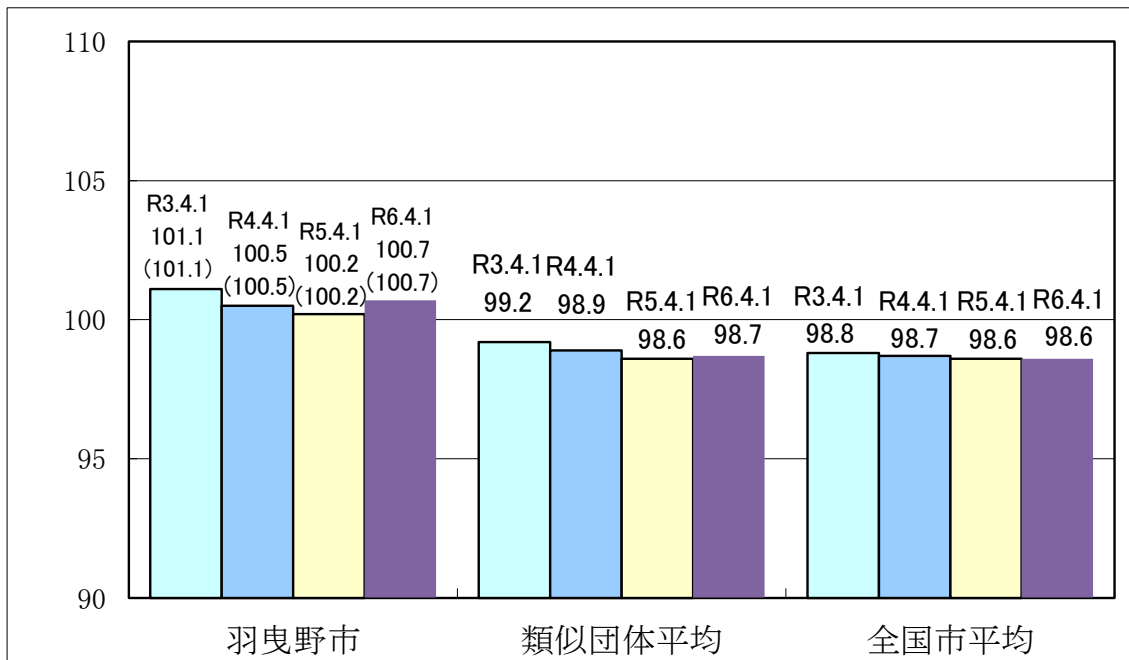
- (注) 1 決算額は、地方財政状況調査の分析によるものである。
2 人件費は、特別職・議員に支給される給料・報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 567	千円 2,090,006	千円 549,415	千円 969,310	千円 3,608,731	千円 6,364	千円 6,361

- (注) 1 職員手当は退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の普通会計の一般職に属する職員の人数である。また、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数である。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出) □
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後のラスパイレス指数を含む。）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定されている職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

管理職員を対象とした給料減額特例措置を令和3年4月から見直したことにより、ラスパイレス指数が100を超えている。その要因としては、役職者数比率が近隣市と比べてやや高い状況が影響しているものと考えている。役職者数比率の適正化を進めることで改善を図っていく。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施時期、経過措置の有無等具体的な内容）

（給料表の改定時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。若年層については、引下げを行わず、高年齢層については最大4.0%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施

②地域手当の見直し

（支給割合）国基準12%に対し、羽曳野市においても12%を支給

（実施時期）平成27年4月1日から実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は8%、給与改定後は平成27年4月に遡及し10%、平成28年4月1日時点は12%を支給

（参考）

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合 4月1日時点	平成27年度の支給割合 遡及改定後	平成28年度の 支給割合	令和5年度の 支給割合	令和6年度の 支給割合
国基準による支給割合	6%	8%	10%	12%		12%
羽曳野市の支給割合	6%	8%	10%	12%		12%

③その他の見直し内容

平成28年1月1日の昇給について、標準の勤務成績で「4号給」のところを「3号給」とする。

(5) 特記事項

- ・通勤手当の見直し（自動車等による片道の通勤距離が2キロ未満の者、徒歩通勤者を支給対象外とする。）平成17年4月1日実施
- ・期末勤勉手当の見直し（役職加算の支給対象区分の縮小）平成17年6月1日実施
- ・退職手当の見直し（20年以上勤続した場合の退職時特別昇給（2号給）の廃止）平成17年4月1日実施
- ・管理職手当カット（20%）平成14年4月1日から平成22年3月31日まで実施
- ・現給保障者を対象に給料の1%カット（ただし、現給保障額を上限）平成19年4月1日から平成23年3月31日まで実施
- ・管理職を対象に給料の1.1%～3.5%カット平成22年4月1日から平成26年3月31日まで実施
- ・全職職を対象に給料の1.5%カット平成23年4月1日から平成26年3月31日まで実施
- ・平成24年4月1日から段階的に現給保障を廃止
- ・管理職を対象に給料の1.1%～5.0%カット平成26年4月1日から平成30年3月31日まで実施
- ・通勤手当の見直し（交通用具利用者の通勤手当支給額の改定）平成27年4月1日実施
- ・管理職を対象に給料の2.6%～5.0%カット平成30年4月1日から令和3年3月31日まで実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
羽曳野市	42.7 歳	317,432 円	403,609 円	381,578 円
大阪府	41.6 歳	314,603 円	424,876 円	372,465 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.1 歳	316,955 円	406,373 円	367,288 円

②税務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
羽曳野市	39.8 歳	295,460 円	398,835 円	344,294 円
都道府県平均	43.0 歳	312,230 円	387,231 円	353,881 円
国	41.4 歳	353,051 円	—	429,500 円
類似団体	38.3 歳	289,613 円	388,733 円	329,543 円

③福祉職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
羽曳野市	40.7 歳	314,688 円	373,474 円	370,100 円
都道府県平均	40.0 歳	316,625 円	419,982 円	354,460 円
国	44.1 歳	337,496 円	—	386,299 円
類似団体	40.1 歳	293,643 円	348,893 円	330,689 円

④小・中学校(幼稚園)教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
羽曳野市	40.4 歳	316,276 円	389,322 円	383,525 円
大阪府	39.1 歳	348,232 円	424,747 円	—
類似団体	41.8 歳	322,833 円	385,640 円	—

- (注) 1 「平均給料月額」は、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		羽曳野市	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	202,400 円	203,300 円	196,200 円
	高 校 卒	176,100 円	171,500 円	166,600 円

(注) 他の職の区分も一般行政職と同じである。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	261,872 円	356,444 円	380,247 円	413,250 円
	高 校 卒	—	—	—	—
税務職	大 学 卒	264,720 円	—	—	—
	高 校 卒	—	—	—	—
福祉職	大 学 卒	—	—	—	—
	短 大 卒	—	—	356,500 円	—
小・中学校 (幼稚園) 教育職	大 学 卒	—	—	—	—
	短 大 卒	—	—	—	—

- (注) 1 各経験年数に該当する職員数が3人以下の場合は、近似の階層について記載している。
- 2 各経験年数と近似の階層に該当する職員数が3人以下の場合は、「—」と記載している。
- 3 経験年数は、卒業後直ぐに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいう。

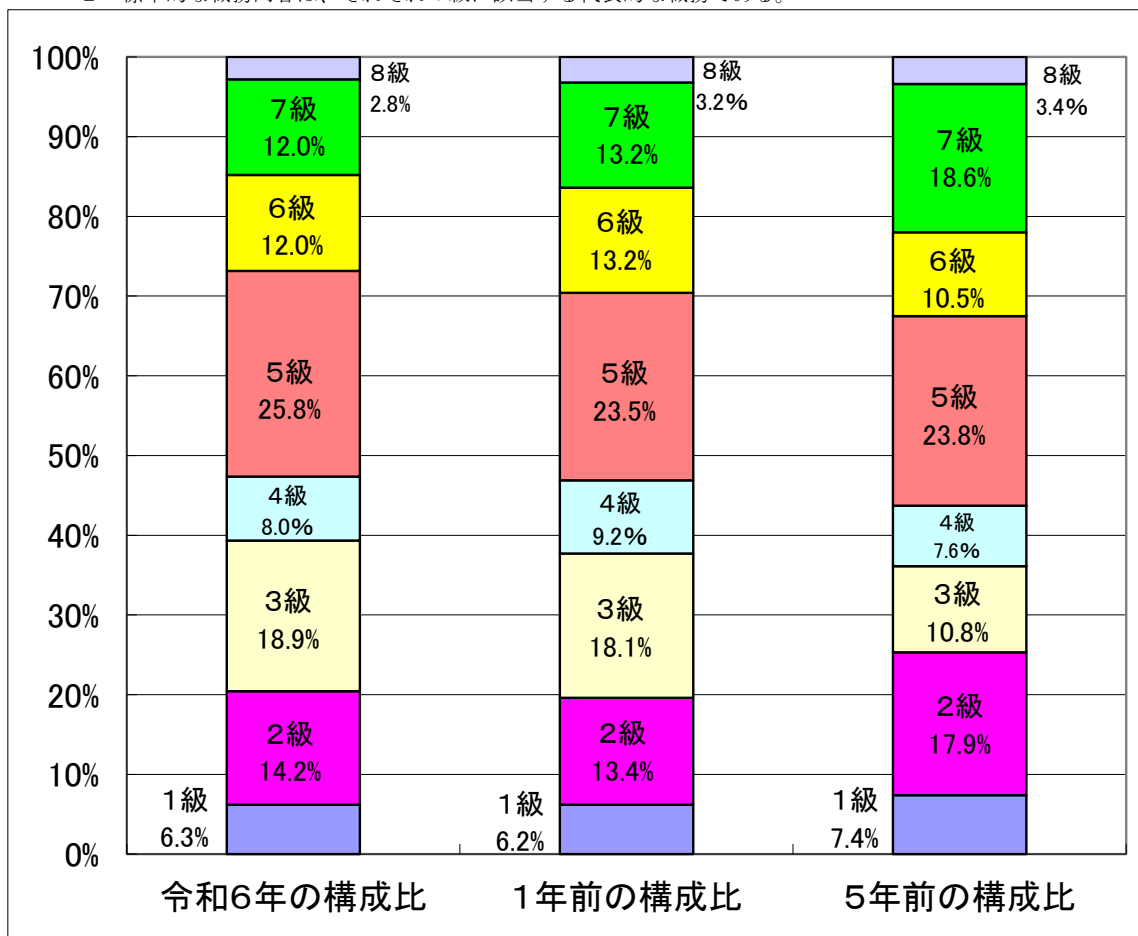
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

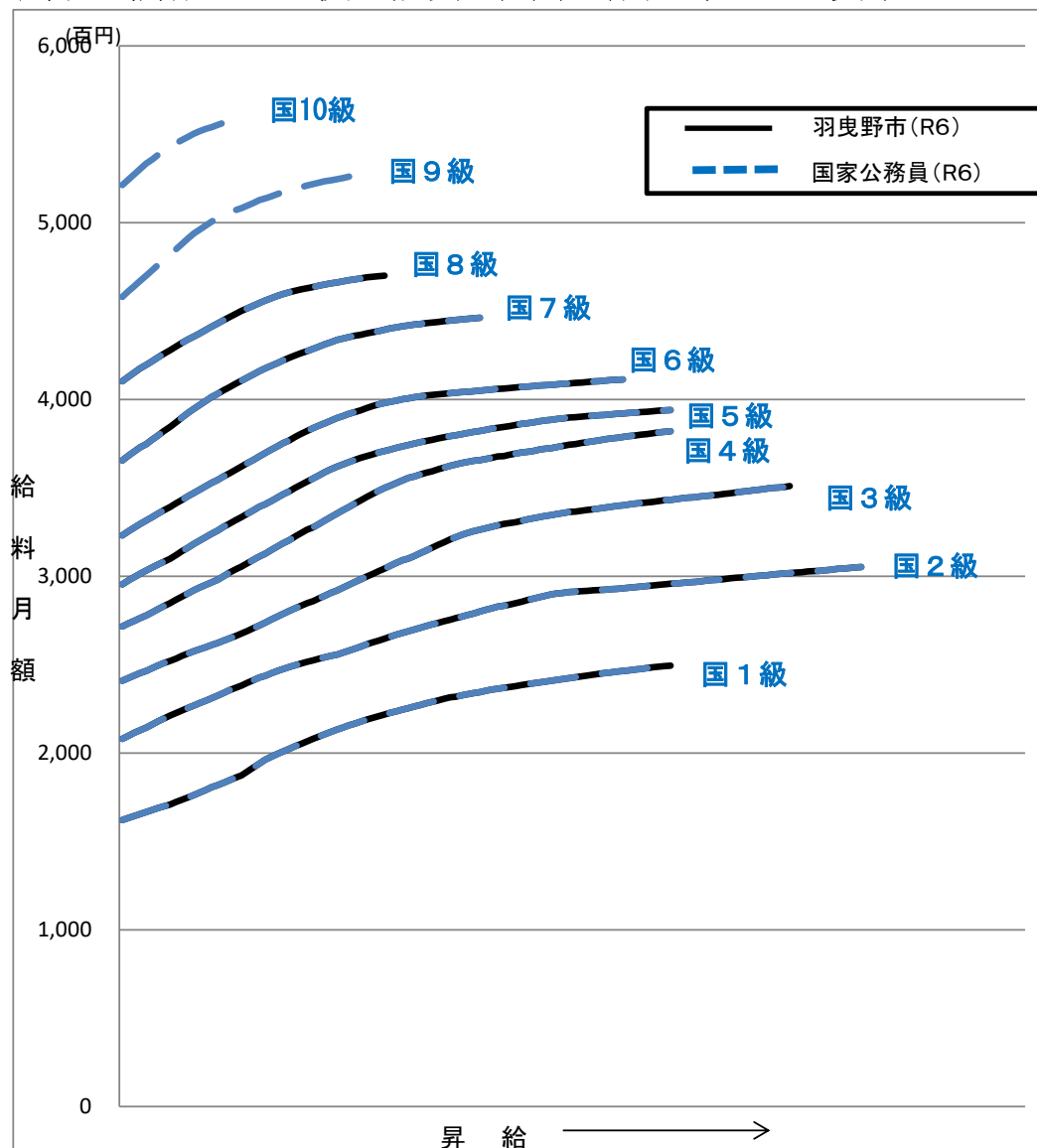
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	理事・部長	13人	2.8%	410,300円	470,000円
7 級	参事・課長・副理事	56	12.0%	365,500	446,200
6 級	課長補佐	56	12.0%	323,100	411,300
5 級	主幹	120	25.8%	295,400	394,000
4 級	主査	37	8.0%	271,600	382,000
3 級	主任	88	18.9%	240,900	351,000
2 級	主事	66	14.2%	208,000	305,200
1 級	主事	29	6.3%	162,100	249,400

(注) 1 羽曳野市の一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（羽曳野市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分				
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない	○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

羽曳野市		大阪府		国	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)		—	
1,694 千円		1,696 千円			
(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)		(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分	2.45 月分	2.05 月分
(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分	(1.375)月分	(0.975)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5～18%		・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、暫定再任用職員及び定年前再任用短時間勤務職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（羽曳野市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している				
	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率				
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率				
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ	人事評価を活用していない	○		○	
	活用予定時期	未定		未定	

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

羽曳野市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2％～20％)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2％～45％)	
(退職時特別昇給	無し)				
1人当たり平均支給額	6,152 千円	23,534 千円			

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		327,678 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		476,277 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
羽曳野市	12 %	688 人	12 %

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)			245 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			2,504 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)			14.2 %	
手当の種類(手当数)			8 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
市税等滞納徴収手当	市税等(市税、国民健康保険料及び介護保険料をいう)に関する事務を主管とする課所に勤務する職員	課所を離れて滞納に係る市税等の徴収に従事したとき	37 千円	1日につき200円
感染症等防疫作業手当	職員	次に掲げる作業に従事したとき (1)感染症の患者もしくは感染症にかかっている疑いのある者の救護又は感染症の病菌の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業 (2)家畜感染症等の患者もしくは家畜感染症等にかかっている疑いのある家畜の取扱い又は家畜感染症等の病菌の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業	0 千円	1日につき400円
結核接触作業手当	看護師、保健師その他の職員	結核患者の検診、治療、看護、指導又は結核菌の検査等に従事したとき	0 千円	1日につき200円
死獣処理手当	職員	死獣の処理作業に従事したとき	150 千円	1件につき400円
有毒、有害物取扱作業手当	職員	野ねずみ等の駆除又は農作物及び果樹園の病害虫の防除のため、毒物及び劇物取締法の定める有毒及び有害物を使用する作業並びに有毒及び有害物を使用する場所において実地指導の業務に従事したとき	0 千円	1日につき400円
行旅病人及び行旅死亡人収容護送手当	職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、その収容護送作業に従事したとき	0 千円	(1)行旅病人の収容護送作業1件につき1,000円 (2)行旅死亡人の収容護送作業1件につき2,000円
土木、建築等工事現場作業手当	職員	土木もしくは建築又は林務の工事現場(災害現場を含む)において、次に掲げる作業に従事したとき (1)山地又は高所における作業 (2)火薬その他危険物の取扱作業 (3)高熱物及び高圧電気等の取扱作業 (4)道路等の維持修繕作業等で著しく困難な作業	3 千円	1日につき200円 (災害発生時:1日につき400円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
災害応急作業等手当	職員	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、職員が、当該災害に係る巡回監視作業、応急作業等、避難所運営等の作業及び罹災証明に係る家屋調査作業に従事したとき	55 千円	1日につき400円

(5) 時間外勤務手当・休日勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	81,736 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	157 千円
支給実績(令和4年度決算)	93,531 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	181 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円(部長級職員は3,500円) (2)子 10,000円 (3)その他の扶養親族 6,500円(部長級職員は3,500円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		68,155 千円	227,942 円
住居手当	(1) 借家・借間 ①家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ②家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額－27,000円) ×1/2+11,000円 ③家賃61,000円以上 28,000円 (2) 上記以外 支給無し	同じ		39,583 千円	286,833 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて 支給 2,000円～31,600円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限 55,000円	同じ		49,437 千円	87,654 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
管理職手当	部長 83,000 円 指定理事 83,000 円 理事 73,000 円 副理事 68,000 円 課長 63,000 円 参事 53,000 円 園長 53,000 円 園長代理 25,000 円 指定職員 47,000 円	異なる	管理又は監督の地位にある職員の占める官職のうち、人事院規則で指定する官職を占める職員に対し支給	81,100 千円	705,217 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に選挙事務又は年末年始の業務で勤務した場合 1時間以上2時間未満 2,000円 2時間以上3時間未満 4,000円 3時間以上6時間未満 12,000円(部長級) 10,000円(課長級) 6時間以上 18,000円(部長級) 15,000円(課長級)	異なる	管理職手当が支給される職員並びに指定職俸給表適用職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日若しくは休日等又は平日深夜に勤務した場合 管理職手当の区分等に応じ、勤務1回につき4,000円～12,000円(指定職18,000円)ただし、6時間を超える勤務については150/100を乗じて得た額	806 千円	24,424 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	693,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(990,000 円)	1,030,000 円／ 686,000 円	
	副 市 長	700,000 円	880,000 円／ 680,000 円	
		(700,000 円)		
報 酬	議 長	700,000 円	(参考)類似団体における最高／最低額	
		(700,000 円)	760,000 円／ 450,000 円	
	副 議 長	650,000 円	670,000 円／ 400,000 円	
		(650,000 円)		
	議 員	600,000 円	620,000 円／ 377,000 円	
		(600,000 円)		
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(令和5年度支給割合)		
		6月期	2.2	月分
		12月期	2.2	月分
	議 長 副 議 長 議 員	(令和5年度支給割合)		
		6月期	2.2	月分
		12月期	2.2	月分
地 域 手 当	市 長 副 市 長	計 4.4 月分		
		12%		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
		990千円×在職月数×40/100×0/100	0 千円	任期毎
		(19,008 千円)		
	副 市 長	700千円×在職月数×25/100	8,400 千円	任期毎
		(8,400 千円)		
		備 考	退職手当は、令和2年10月1日に在職する市長が0％支給	

- (注) 1 給料及び報酬並びに退職手当の()内は、減額措置を行う前の金額である。
- 2 令和3年4月1日から市長は30%を減額している。
- 3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

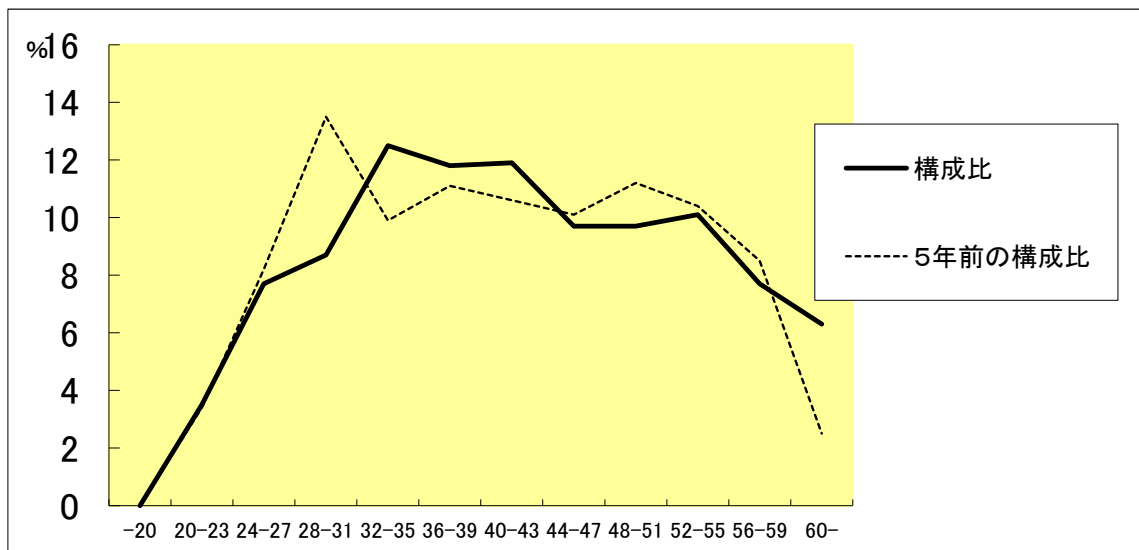
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和5年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	6	6	0	(増)体制の強化 (減)事務の減少、見直し
		総 務	150	147	-3	
		税 務	40	41	1	
		労 働	0	1	1	
		農林水産	8	7	-1	
		商 工	19	19	0	
		土 木	60	59	-1	
		民 生	189	202	13	
		衛 生	25	23	-2	(減)事務の減少
	計	497	505	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 46.67 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 48.35 人)	
	教育部門	104	101	-3	(増)体制の強化 (減)定員の見直し	
	消防部門	—	—	—		
	小 計	601	606	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.00 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 62.69 人)	
公営会計業務等部門	水道事業	24	24	0		
	下水道事業	20	20	0		
	国民健康保険	28	26	-2		
	介護保険	34	34	0		
	小 計	106	104	-2		
合 計			707 [810]	710 [810]	3 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 65.61 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	0人	25人	55人	62人	89人	84人	85人	69人	69人	72人	55人	45人	710人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年度 部門別	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	493	489	477	505	497	505	12	(2.4)
教育	94	109	111	100	104	101	7	(7.4)
消防	0	0	0	0	0	0	0	
普通会計	587	598	588	605	601	606	19	(3.2)
公営企業等会計	114	110	111	110	106	104	-10	(-8.8)
総合計	701	708	699	715	707	710	9	(1.3)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 2,076,985	千円 1,897,336	千円 179,649	% 8.6	% 9.4

- (注) 1 決算額は、地方公営企業決算状況調査の分析によるものである。
 2 職員給与費は、資本勘定支弁職員は含まない。
 3 職員給与費は、法定福利費及び退職給与金を含む。

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)羽曳野市平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 5年度	人 24	千円 99,742	千円 22,473	千円 43,103	千円 165,318	6,888	6,364

- (注) 1 決算額は、地方公営企業決算状況調査の分析によるものである。
 2 職員数については、令和5年4月1日現在の一般職の数である。また、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
 3 職員手当は退職手当を含まない。
 4 給与費については、暫定再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

- ・通勤手当の見直し(自動車等による片道の通勤距離が2キロ未満の者、徒歩通勤者を支給対象外とする。) 平成17年4月1日実施
- ・期末勤勉手当の見直し(役職加算の支給対象区分の縮小) 平成17年6月1日実施
- ・退職手当の見直し(20年以上勤続した場合の退職時特別昇給(2号給)の廃止) 平成17年4月1日実施
- ・管理職手当カット(20%) 平成14年4月1日から平成22年3月31日まで実施
- ・現給保障者を対象に給料の1%カット(ただし、現給保障額を上限) 平成19年4月1日から平成23年3月31日まで実施
- ・管理職を対象に給料の1.1%～3.5%カット 平成22年4月1日から平成26年3月31日まで実施
- ・全職職を対象に給料の1.5%カット 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで実施
- ・平成24年4月1日から段階的に現給保障を廃止
- ・管理職を対象に給料の1.1%～5.0%カット 平成26年4月1日から平成30年3月31日まで実施
- ・通勤手当の見直し(交通用具利用者の通勤手当支給額の改定) 平成27年4月1日実施
- ・管理職を対象に給料の2.6%～5.0%カット 平成30年4月1日から令和3年3月31日まで実施

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
羽曳野市水道局	46.6 歳	398,545 円	574,019 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 平均月収額は、職員1人当たりの平均年収額を12で除して得たものである。
 2 平均月収額は、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

羽 曳 野 市 水 道 局				羽 曳 野 市			
1人当たり平均支給額(令和5年度)				1人当たり平均支給額(令和5年度)			
1,796 千円				1,694 千円			
(令和5年度支給割合)				(令和5年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.45 月分		2.05 月分		2.45 月分		2.05 月分	
(1.375)月分		(0.975)月分		(1.375)月分		(0.975)月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算5%～18%				・役職加算5%～18%			

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

羽 曳 野 市 水 道 局			羽曳野市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)	その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%)
(退職時特別昇給 無し)			(退職時特別昇給 無し)		
1人当たり平均支給額	0 千円	0 千円	1人当たり平均支給額	6,152 千円	23,534 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)			12,567 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)			523,613 円
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
羽曳野市	12 %	24 人	12 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)		10 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		1,600 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)		25.0 %		
手当の種類(手当数)		5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する 支給単価
特殊勤務手当	事務・技術職員	山地又は高所における作業	0 千円	200円/日
特殊勤務手当	事務・技術職員	火薬その他危険物の取扱作業	0 千円	200円/日
特殊勤務手当	事務・技術職員	高熱物及び高圧電気等の取扱作業	0 千円	200円/日
特殊勤務手当	事務・技術職員	維持修繕作業等に伴う困難な作業	0 千円	200円/日
特殊勤務手当	事務・技術職員	災害応急作業等	10 千円	400円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和5年度決算)	2,299 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	109 千円
支給実績(令和4年度決算)	2,012 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	96 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 6,500円(部長級職員は3,500円) (2)子 10,000円 (3)その他の扶養親族 6,500円(部長級職員は3,500円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		2,472 千円	190,154 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度と の異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
住居手当	(1) 借家・借間 ①家賃27,000円以下 家賃額－16,000円 ②家賃27,000円を超え、61,000円未満 (家賃額－27,000円) ×1/2+11,000円 ③家賃61,000円以上 28,000円 (2) 上記以外 支給無し	同じ		570 千円	285,000 円
通勤手当	徒歩により通勤するもの とした場合の通勤距離 が片道2km以上である こと (1) 交通機関等の利用 者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて 支給 2,000円～31,600円 (3) 交通機関等と自動車 等との併用者 上限 55,000円	同じ		2,057 千円	97,957 円
管理職手当	部長 83,000 円 理事 73,000 円 副理事 68,000 円 課長 63,000 円 参事 53,000 円 指定職員 47,000 円	同じ		2,508 千円	836,000 円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当の支給を 受ける職員が臨時又は 緊急の必要その他の公 務の運営の必要により、 週休日又は休日等に 選挙事務又は年末年 始の業務で勤務した場 合 1時間以上2時間未満 2,000円 2時間以上3時間未満 4,000円 3時間以上6時間未満 12,000円(部長級) 10,000円(課長級) 6時間以上 18,000円(部長級) 15,000円(課長級)	同じ		0 千円	0 円